

### 3 羽曳野市の支援教育体制

#### (1) 幼稚園及び小・中学校

小・中学校では、校内委員会を設置し、支援教育コーディネーターを中心に特別な教育的ニーズのある子どもたちの実態把握及び具体的支援に取り組んでいます。

校内委員会では、管理職、支援教育コーディネーター、養護教諭、関係教職員等が学校生活を豊かに過ごすことに困難を感じている子どもたちの状況を交流し、具体的な支援の計画を立案したり、支援方法等の改善について話し合ったりします。

支援教育コーディネーターは、各校1～3名程度、校長により指名され、校内の支援教育体制のキーマンとなります。

通常学級の担任は、子ども自身の困難（困り感）に気づいた時、一人で抱え込まず、まずは支援教育コーディネーターに相談します。

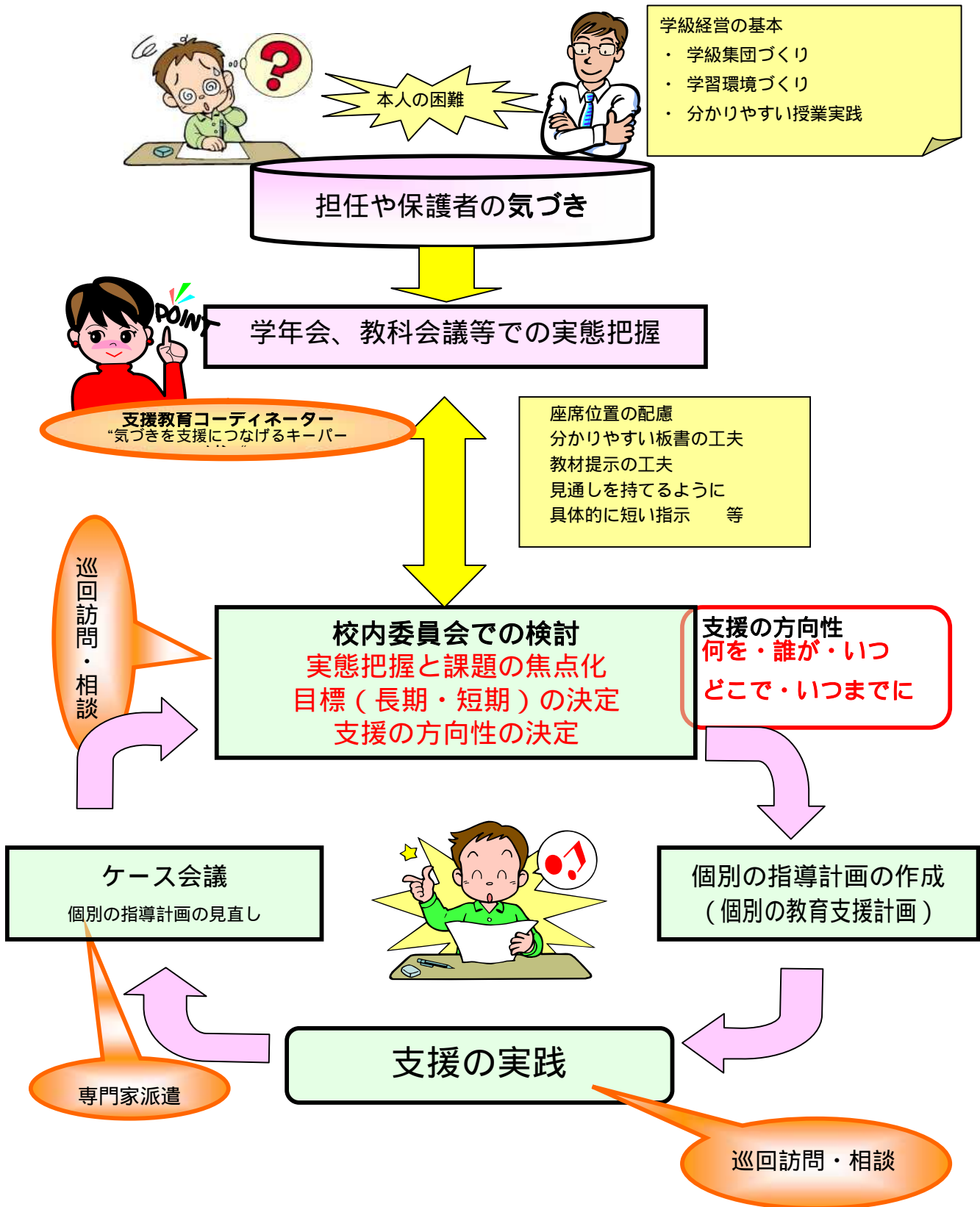
管理職は、校内の相談支援体制をすべての教職員に周知しなければなりません。保護者からの相談を受けたとき、一人ひとりの教職員がその後の流れを具体的にイメージできていることが必要です。

幼稚園は、すべての教職員が一人ひとりの子どもの状況を理解していることが必要です。また、小・中学校と同様保護者から相談を受けたとき、どのような対応をとるべきかについて、共通理解しておく必要があります。

また、必要に応じて、専門家及び巡回相談員の派遣を要請します。小・中学校コーディネーターとは、日頃から連携できる体制をつくっておく必要があります。



相談支援体制のイメージ



子どもの困難（困り感）に気づいたら、支援教育コーディネーターに相談し、校内委員会で十分に話し合い、具体的な支援計画を立て、実践します。

( 2 ) 羽曳野市立教育研究所

羽曳野市立教育研究所では、電話による相談を随時受け付けています。  
また、必要に応じて、教育研究所で来所相談を行うこともできます。(要予約)

羽曳野市立教育研究所

羽曳野市軽里1丁目1番1号

ひまわりコール：958-7867

(受付は、月～金 10:00～12:00 / 13:00～16:00)

( 3 ) 通級指導教室

羽曳野市には通級指導教室が設置されている学校があります。

通級指導教室は、原則として、通常の学級に在籍している児童のうち、  
次のような学習が必要と認められる児童が対象となります。

本人のペースに合わせた教科学習(国語・算数など)

人との関わり方に関する体験的な学習

コミュニケーション能力を高めるための学習

このような学習を個別学習で行います。(必要に応じてグループ学習を行う場合もあります。)

通級指導が必要であると認めるには、校内委員会での十分な実態把握と、丁寧な教育相談を行うことが必要です。

【通級指導に関する問い合わせ先】

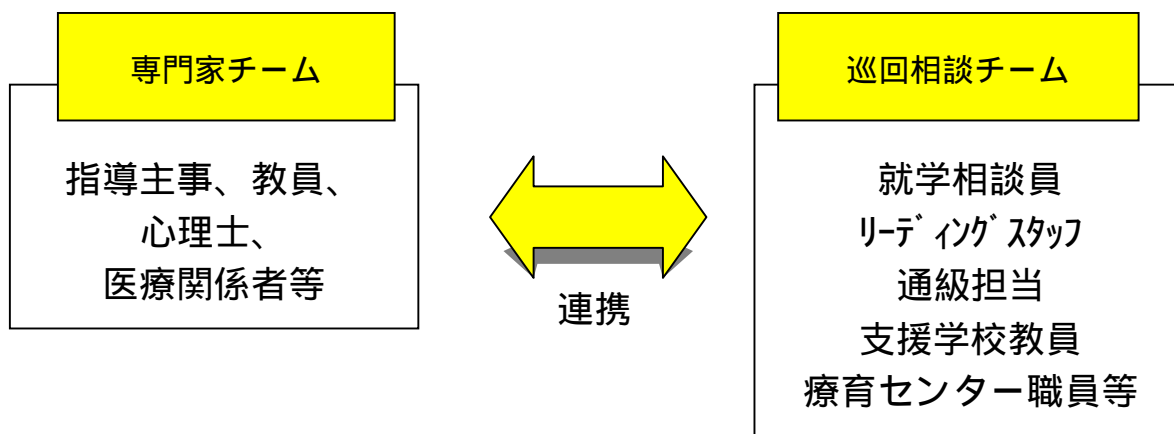
羽曳野市教育委員会 学校教育課

羽曳野市誉田4丁目1番1号

TEL：958-1111(内線4150・4161)

ただし、教職員は、支援教育コーディネーター又は管理職へお尋ねください。

(4) 専門家チーム及び巡回相談チーム



校内委員会での議論が煮詰まっている、専門家の判断を仰ぎたい、または通常学級での配慮や支援の在り方・保育への助言がほしいという場合は、専門家・巡回相談員の派遣要請をします。

必要に応じて、保護者との面談や発達検査を行うこともできます。ただし、保護者との面談や発達検査を要請する場合は、校内委員会での必要性が認められた場合に限りです。

専門家・巡回相談員の派遣を要請するときは、別に定めている【教育相談票】を提出します。

市教育委員会で【教育相談票】を受理した後、巡回の必要性について審査し、専門家・巡回相談員及び当該校と調整の上、訪問日時を決定します。

なお、【教育相談票】は随時受け付けることができます。

【教育相談票】送付先

FAX：956 - 7196（市教委学校教育課あて）

\* 保護者の方で、専門家による面談や発達検査を希望される場合は、在籍校へお申し出ください。